

いほう けいばつ 違法ダウンロードが刑罰の対象となることについて 知っておきたいこと（Q&A）

平成24年7月24日 文化庁

平成24年10月1日から違法ダウンロードが刑罰の対象になります。このQ&Aでは、よくある質問の中から、みなさんに知っておいてほしいことをまとめましたので、参考にして下さい。

Q1 そもそも違法ダウンロードとは何ですか？

音楽や映画の作品を作った作者（アーティスト）には、著作権が与えられています。著作権とは、著作権法という法律によって、無断で作品を利用（コピーやインターネットで送信することなど）させない権利のことです。

ただし、みなさんが自分自身で楽しむことを目的に、音楽や映画をパソコンなどでコピーする行為は、作者（アーティスト）に了解を得なくとも、基本的に自由に行ってよいこととなっています。

しかし、インターネット上にある音楽や映画の中には、作者（アーティスト）に無断で掲載（アップロード）されたもの（これを海賊版と言います。）もあります。

たとえ自分自身で楽しむことが目的であったとしても、海賊版の音楽や映画を、海賊版であると知りながらパソコンなどに取り込むこと（ダウンロード）を「違法ダウンロード」と言い、刑罰はないものの、違法な行為です。

特に、これらの音楽や映画が、CDやDVDとして正規に売られている場合などには、違法ダウンロードが刑罰の対象になる可能性が出てきます。

なお、違法ダウンロードの対象となる行為は、音楽の場合のように録音することや、映画の場合のように録画することを指します。



Q2 違法ダウンロードは、なぜ悪いことなのでしょうか？

通常、音楽や映画はCDやDVDとしてお店で売られており、このCDやDVDが売れるとき、それを作った作者（アーティスト）のもとに収入としてお金が入ることになります。この収入により得られたお金は、さらに新しい作品を作ることに使われたり、作者（アーティスト）の卵を育てることに使われたりすることなどにより、より豊かな文化の創造につながることとなります。

ところが、海賊版の音楽や映画がダウンロードされると、作者（アーティスト）には全くお金が入らず、新しい作品を生みだしたり、次の世代の作者（アーティスト）を育てたりすることができなくなってしまいます。

このように、違法ダウンロードは文化の発展に悪い影響を与えます。そこで、特に、CDやDVDとして売られている音楽や映画の海賊版を、海賊版であると知りながらパソコンなどにダウンロードすることについては、刑罰の対象とすることとされました。

Q 3	CDやDVDとして売られている音楽や映画と違って、テレビの番組は無料で見ることができます。このように無料で放送されているテレビの番組の海賊版をダウンロードする行為も刑罰の対象になるのでしょうか？
-----	---

ドラマなどのテレビ番組は無料で放送されているため、刑罰の対象にはなりません。ただし、テレビ番組であっても、DVDとして正規に売られているようなものについては、その番組の海賊版を、海賊版だと知りながらダウンロードすると刑罰の対象となります。（もっとも、無料で放送されるテレビ番組であっても、作者（アーティスト）に無断でインターネット上に掲載（アップロード）されているものをダウンロードすることは、刑罰の対象ではないものの、法律違反となります。）

Q 4	海賊版の音楽や映画をダウンロードしないように気をつけたいのですが、どうすれば海賊版ではないと分かるのでしょうか？
-----	--

海賊版ではない音楽や映画かどうかを知るには、音楽や映画がのっているホームページに「エルマーク」というマークがついているかどうかを確認する方法があります。「エルマーク」は次のようなマークです。ホームページに「エルマーク」がつていれば、安心してダウンロードできますので、参考にしてください。



Q 5	海賊版の音楽や映画を見たり聞いたりするだけで、刑罰の対象になるのですか？
-----	--------------------------------------

単に見たり聞いたりすることは、違法ではなく、刑罰の対象にもなりません。

法律違反となるのは、あくまでも海賊版だと知りながら、音楽や映画を、録音したり録画したりすることです。

Q 6	友達から送られたメールについている海賊版の音楽や映画を自分のパソコンにコピーすると刑罰の対象となるのですか？
-----	--

違法ではなく、刑罰の対象とはなりません。

違法ダウンロードの「ダウンロード」とは、音楽や映画の海賊版について、ホームページ上にあるものを、インターネットを通じてダウンロードすることです。

メールで送られてきた海賊版を自分のパソコンにコピーする場合は、ホームページ上にあるものをインターネットを通じてダウンロードする場合に当たりません。

ただし、この問のように、音楽や映画をメールにコピー（添付）して送る場合、メールを送る人が、家庭内や家庭内に準ずる限られた範囲を超えてメールを送ると、そのメールを送る際に行われる音楽や映画のコピーは、原則として違法となります。

Q 7	個人で楽しむためにホームページ上にある写真や漫画を自分のパソコンにコピーすると刑罰の対象になるのですか？
-----	--

個人で楽しむ場合は違法ではなく、刑罰の対象にはなりません。

違法ダウンロードの「ダウンロード」とは、音楽の場合のように録音することや、映画の場合のように録画することをいいます。

写真や漫画を自分が見るためにパソコンにコピーすることは、録音や録画に当たりません。

違法ダウンロードの刑事罰化についてのQ & A

平成24年7月24日 文化庁

Q 1 今回の違法ダウンロード刑事罰化に係る改正の経緯や内容について教えてください。

平成24年通常国会での著作権法一部改正案の審議の過程において、いわゆる「違法ダウンロードの刑事罰化」を内容とする修正案が提出され、6月に可決、成立しました。

具体的には、私的使用の目的であっても、有償著作物等(Q2参照)の場合には、著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信(Q3、Q6参照)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画(Q4参照)を、自らその事実を知りながら行って著作権又は著作隣接権を侵害(問Q5参照)した者は、2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされています(平成24年10月1日施行)。

(※)平成21年の著作権法改正により、私的使用の目的であっても、違法にインターネット配信されていることを知りながら、音楽や映像をダウンロード(録音又は録画)することは、刑罰はないものの違法となっています。

なお、この刑事罰の規定は親告罪とされており、権利者からの告訴がなければ公訴を提起できないこととなっております。

Q 2 「有償著作物等」とはどういうものなのか教えてください。

有償著作物等とは、録音され、又は録画された著作物又は実演等であって、有償で公衆に提供され、又は提示されているものを指します。

その具体例としては、CDとして販売されていたり、有料でインターネット配信されているような音楽作品や、DVDとして販売されていたり、有料でインターネット配信されているような映画作品が挙げられます。

ドラマ等のテレビ番組については、DVDとして販売されていたり、オンデマンド放送のように有料でインターネット配信されていたりする作品の場合は、有償著作物等に当たりますが、単にテレビで放送されただけで、有償で提供・提示されていない番組は、有償著作物等には当たりません。(もっとも、違法にインターネット配信されているテレビ番組をダウンロードすることは、刑罰の対象ではないものの、法律違反となります。)

(※)なお、例えば、市販の漫画本を撮影した動画が、刑事罰の対象に当たるのではないかとの問い合わせがありますが、漫画作品自体が録音・録画された状態で提供されているものではありませんので、有償著作物等には当たりません。

Q 3 違法なインターネット送信かどうかはどうかはどのように判別すればよいのでしょうか。

違法なインターネット送信かどうかを判別する方法として、サイトに「エルマーク」が表示されているかを確認するという方法があります。

「エルマーク」は、一般社団法人日本レコード協会が発行しているマークで、音楽・映像を適法に配信するサイトのトップページや購入ページに表示されていますので、参考にしてください。(なお、「エルマーク」は、レコード会社等との契約によって発行されているもので、「エルマーク」の表示されていないサイトにおいて配信されているコンテンツが、全て違法であるということではありません。)



(エルマーク)

Q 4 違法に配信されている音楽や映像を視聴するだけで、違法となるのでしょうか。

違法に配信されている音楽や映像を見たり聞いたりするだけでは、録音又は録画が伴いませんので、違法ではなく、刑罰の対象とはなりません。

違法となるのは、私的使用の目的であっても、著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らその事実を知りながら行って著作権又は著作隣接権を侵害する行為です。

Q 5 「You Tube」などの動画投稿サイトの閲覧についても、その際にキャッシュが作成されるため、違法になるのですか。

違法ではなく、刑罰の対象とはなりません。

動画投稿サイトにおいては、データをダウンロードしながら再生するという仕組みのものがあり、この場合、動画の閲覧に際して、複製(録音又は録画)が伴うことになります。しかしながら、このような複製(キャッシュ)に関しては、第47条の8(電子計算機における著作物利用に伴う複製)の規定が適用されることにより著作権侵害には該当せず、「著作権又は著作隣接権を侵害した」という要件を満たしません。

Q 6 友人から送信されたメールに添付されていた違法複製の音楽や映像ファイルをダウンロードしたのですが、刑罰の対象になるのでしょうか。

違法ではなく、刑罰の対象とはなりません。

違法ダウンロードでいう「ダウンロード」は、著作権又は著作隣接権を侵害する「自動公衆送信」を受信して行うダウンロードが対象となります。著作権法上、「自動公衆送信」とは、公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として送信を行うこと)のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行うものをいい、友人が送信したメールはこれに該当しません。(ただし、音楽や映像をメールに添付して送信する場合、送信者が、「家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」を超えてメールを送ると、音楽や映像のメールへの添付は原則として違法となります。)

Q 7 個人で楽しむためにインターネット上の画像ファイルをダウンロードしたり、テキストをコピー＆ペーストしたりする行為は刑罰の対象になるのでしょうか。

私的使用に留まる限りは違法ではなく、刑罰の対象とはなりません。

違法ダウンロードでいう「ダウンロード」は、デジタル方式の「録音又は録画」であり、音楽や映画が想定されています。画像ファイルのダウンロードやテキストのコピー＆ペーストは「録音又は録画」に該当しません。

Q 8 違法ダウンロードを刑事罰化することにより、インターネットを利用する行為が不当に制限されてしまうのではないかでしょうか。

違法ダウンロードに係る刑事罰については、故意犯のみを処罰の対象としており、「有償著作物等」であること及び「著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信」であることを知っていない場合には、刑罰の対象とはなりません。

また、この刑事罰は親告罪(第123条)とされており、権利者からの告訴がなければ公訴を提起できないこととされています。

さらに、違法ダウンロードの刑事罰化に係る規定の運用に当たっては、政府及び関係者は、インターネットの利用行為が不当に制限されることのないよう配慮しなければならないこととされています。(改正法の附則第9条や参議院の附帯決議)

これを受け、警察は捜査権の濫用につながらないよう配慮するとともに、関係者である権利者団体は、仮に告訴を行うのであれば、事前に然るべき警告を行うなどの配慮が求められると考えられます。